

## 「都市農村交流促進しおり」仕様書

次の仕様に基づいて「都市農村交流促進しおり」作成業務を履行すること。

### 1 基本方針

「都市農村交流促進しおり」作成は次の基本方針に基づいて行うこと。

- (1) 長野県内の農村体験情報を広く発信することができるものであること。
- (2) 「ふるさと信州風景 100 選」の画像を通して、都市住民に長野県の農山村の魅力が伝わるものであること。
- (3) ユニバーサルデザインにより、文字の大きさ、文章表現、体裁など、誰にとっても見やすくわかりやすいしおりにすること。

### 2 委託業務の概要

「都市農村交流促進しおり」の作成

#### (1) テーマ

- ①長野県内の農村体験情報を広く発信する。
- ②「ふるさと信州風景 100 選」の画像を通して、都市住民に長野県の農山村の魅力を伝える。

#### (2) 体裁等 4. 5 cm×13 cmを基本とし、本に挟むことができるもの。

#### (3) 掲載内容

- ①（表面）田舎暮らし「楽園信州」推進協議会及び「おいしい信州ふーど（風土）」のロゴ及びホームページ QR コード
- ②（裏面）ふるさと信州風景百選の表記、地名、画像及びその説明

※上記①②ともに全体のデザイン要

- (4) 作成部数 150,000 枚
- (5) その他 しおり作成において、必要に応じて関係部局とも打ち合わせを行う。
- (6) 委託予定額 1,390,000円（上限・税抜き）

### 3 納入形態

- (1) しおりを指定する納入先に計 150,000 枚納入

地域振興課	10,000 枚
県外施設（書店等）	140,000 枚
	※納入先、数量の内訳についてはプロポーザル実施時の提案に基づく

- (2) 印刷原稿を電子データ化して DVD 等で納入

### 4 納入期限

平成 27 年 3 月 30 日

### 5 留意事項

- (1) 作成物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保できるものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにする。
- (4) 業務完了後、隠れた瑕疵が発見されたときは、瑕疵の修補を迅速に行うこと。